

## 県民の皆様へ

10月28日に開催した対策本部会議で、飲食店の利用に関する要請内容を緩和したところですが、それ以降、現時点において、飲食店に由来する感染拡大はみられません。

県内だけでなく、全国的にも、感染状況は落ち着いています。

こうした状況を踏まえ、飲食店の利用について、さらに緩和することとし、以下のとおり「島根県の対応」を変更しました。

要請の期間は、11月10日から当面の間とします。

### 1. 飲食店等の利用について

(1) 飲食の際の人数上限を16人以下としていたものを20人以下とします。

(2) ただし、一つのテーブルを6人以内で利用し、テーブル間の移動をしない場合は、20人を超えても差し支えありません。

その他、「島根県の対応」で決定した要請内容について、徹底をお願いいたします。

これらの内容については、今後の感染の状況によって、適宜、見直していきたいと考えています。

県内では、散発的ではありますが、新規感染者が発生しており、感染のリスクが依然として続いているため、県民の皆様には、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

令和3年11月9日

島根県知事 丸山達也